

資料編

資料 1	結城市環境基本条例	資 1
資料 2	計画の策定体制	資 5
資料 3	計画の策定経過	資 7
資料 4	結城市環境基本計画について ー諮問・答申ー	資 8
資料 5	市民意見（パブリックコメント）の概要	資 10
資料 6	環境に関するアンケート調査結果	資 12
資料 7	環境指標一覧	資 16
資料 8	用語解説	資 20

資料1 結城市環境基本条例

○結城市環境基本条例

平成24年12月27日
条例第23号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本的施策等

第1節 施策の基本方針(第8条)

第2節 環境基本計画等(第9条～第12条)

第3節 基本施策(第13条～第21条)

第3章 推進体制(第22条～第25条)

付則

私たちのまち結城市は、鬼怒川と結城台地の緑豊かな自然と環境に恵まれ、歴史と伝統が残された潤いと安らぎのあるまちである。

しかしながら、近年における社会経済の発展や生活様式の多様化に伴って、環境問題も深刻な事態となっている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境資源を「市民共有の財産」として守り育みながら、後世に引き継ぐ責務を負っているとともに、限りある環境資源の中で自然と人間とが共生する環境負荷の少ない、持続的発展が可能な循環型社会を構築していかなければならない。

ここに、私たちは、環境に配慮し市民が健康で安全かつ快適に過ごせるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市民、事業者、市及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

- (1) 全ての市民が、健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを後世に引き継がなければならない。
- (2) 自然と人間とが共生し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築しなければならない。

- (3) 市民、事業者及び市が、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組を行わなければならない。
- (4) 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民、事業者及び市が自らの問題として捉え、それぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出抑制等その他環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、生産、加工、流通、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、基本理念にのっとり、生産、加工、流通、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
 - 4 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

- 第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。
- 2 市は、基本理念にのっとり、自ら行う事業の実施に当たっては、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、所有権その他の財産権を尊重しつつ、公益との調整を図り、市民及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

- 第7条 観光その他の目的で本市に滞在する者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、本市における活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 基本的施策等

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

- 第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 人の健康が保護され、生活環境が保全され、及び自然環境が適正に保全されるよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
 - (2) 生態系の多様性を確保し、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
 - (3) 地域の特性を生かした景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び全市が公園のような緑化を推進し良好な都市環境を創造すること。
 - (4) 人と環境との関わりについて理解を深め、廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用並びにエネルギーの消費の抑制及び有効な利用を推進し、環境への負荷の少ない生活文化を形成すること。
 - (5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市民及び事業者の自発的な活動を促進し、市民、事業者、市及び滞在者が協働して取り組むことのできる社会を構築すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者が組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、結城市環境審議会条例(平成11年結城市条例第13号)に規定する結城市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画の変更)

第10条 市長は、社会情勢その他の理由により環境基本計画の変更を行う場合については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(施策の策定に当たっての配慮)

第11条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図ることにより環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(年次報告及び公表)

第12条 市長は、毎年度、環境の現状及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての年次報告書を作成し、公表するものとする。

第3節 基本施策

(規制的措置)

第13条 市は、環境を保全し、及び公害を防止するため、その公害の原因となる行為に関し法令等の定められた範囲内で必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し法令等の定められた範囲内で必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、法令等の定められた範囲内で必要な規制の措置を講じなければならない。

(環境の保全及び創造に関する協定)

第14条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、必要があると認めるときは、事業者との間で環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

2 前項の環境の保全及び創造に関する協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 緑化の推進に関すること。
- (3) 省エネルギー、再生製品の使用、廃棄物の減量及び適正処理、環境に配慮した施設整備その他環境への負荷の低減に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に資する活動に関すること。

(森林、緑地、水その他の環境の保全及び創造)

第15条 市は、森林、緑地、水その他の環境を保全するため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、かつ、市民等の参加又は協力を得て、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 人と自然が共生する緑豊かな地域の形成を図るため、森林及び緑地の保全に必要なこと。
- (2) 多様な生物の生存を確保し、水と親しむ地域の形成を図るため、河川等の水環境の保全に必要なこと。
- (3) 公共用水域の水質改善を図るため、生活排水、産業排水等による水質の汚濁防止の促進に必要なこと。

(良好な都市環境の保全及び創造)

第16条 市は、地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び全市が公園のような緑化を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 良好な都市景観及び居住環境を形成することにより、潤いと安らぎのある快適な都市環境を創造すること。
- (2) 歴史的文化的遺産を保存し、及び活用することにより、伝統と文化の香り高い快適な環境を創造すること。
- (3) 全市的な緑化の推進を図ることにより、都市と田園との調和のとれた公園のような快適さと美しさを備えた環境を創造すること。

(循環型社会への促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に取り組むものとする。
- 3 市は、廃棄物不法投棄の防止を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市民、事業者及び市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等を利用するよう努めるものとする。

(環境教育等の促進)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、学習を促進することにより、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに、自発的な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、市民等が情報交換し、又は連携するための機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働の促進)

第20条 市は、環境基本計画に基づき、それぞれの役割に応じて環境の保全及び創造に資するための行動を市民等と協働して行うことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(経済的な助成の措置)

第21条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(情報の収集及び調査研究)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、必要な情報の収集及び調査研究を実施し、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な測定、監視、検査等の体制を整備するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民等とともに協働して推進し、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図ることができるよう体制の整備等の必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第24条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の推進については、国、他の地方公共団体等と協力するよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

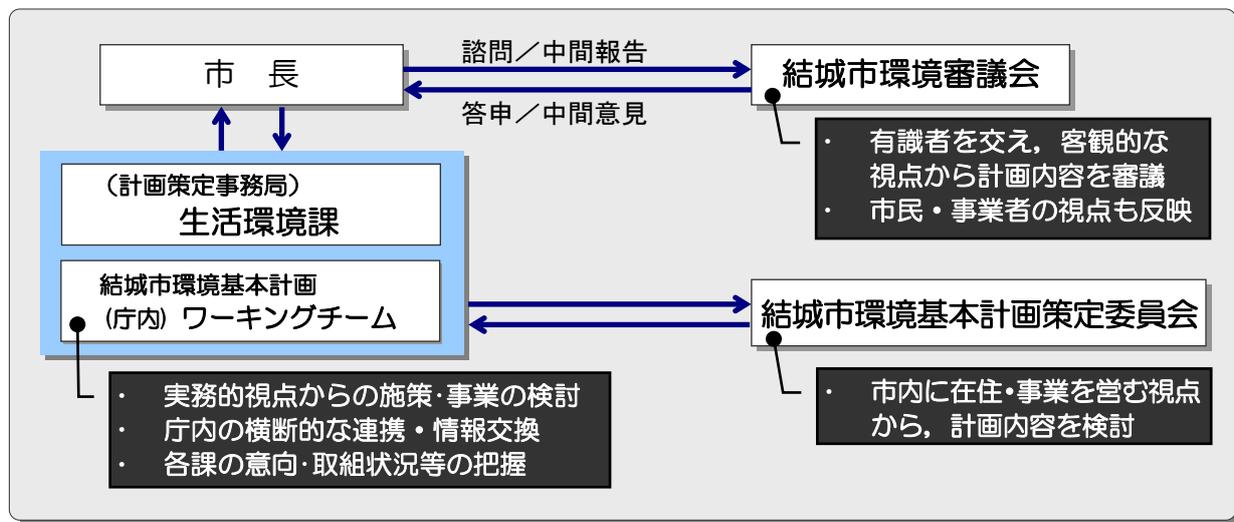
第25条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 計画の策定体制

■ 計画の策定体制



■ 結城市環境審議会委員名簿

番号	氏名	機関・団体名
1	稲葉 廣 巳	環境衛生協議会
2	○ 田崎 幸 伸	リサイクル協同組合
3	栗原 勝 彦	工場協会
4	久須美 伸 介	結城市商業地域づくり連合会
5	浜野 秀 子	商工会議所女性会
6	◎ 立川 博 敏	結城市市議会議員
7	栗原 徹 夫	自治協力員
8	小林 絢 子	民生委員児童委員協議会
9	伏木 正 進	公 募
10	太田 美恵子	公 募

※ ◎:会長 ○:副会長



▲結城市環境審議会の様子

■ 結城市環境基本計画策定委員名簿

番号	氏名	機関・団体名
1	○ 古山 景三	茨城県環境アドバイザー
2	南 繁三郎	茨城県温暖化防止推進委員
3	高橋 正夫	事業所関係 羽田コンクリート工業(株)結城工場
4	和田 貴	事業所関係 大島ミガキ(株)
5	坪井 定雄	事業所関係 中野冷機(株)結城工場
6	稲毛 吉夫	商業関係 えびす屋陶器
7	初見 寿秋	商業関係 (有)初美
8	斎藤 功	商業関係 (有)ふじや商店
9	◎ 桜井 浩一郎	商工会議所
10	(北條 次男) 五月女 修	JA北つくば
11	土田 構治	市民団体環境パートナーシップ公達町内会
12	杉山 佳代子	公募
13	西村 秀一	公募
14	島倉 茂	公募

※ ◎:委員長 ○:副委員長

※ ()内は前任者



▲結城市環境基本計画策定委員会の様子

資料3 計画の策定経過

■ 結城市環境基本計画の策定経過

[平成 23 年度]

期 日	活 動 ・ 内 容
平成 23 年 8 月 1 日(月) ～8 月 31 日(水)	環境に関するアンケート調査の実施 ・市民 1,500 人 回答率:33.5% ・事業所 450 社 回答率:31.1%
9 月 16 日(金) ～9 月 30 日(金)	各小中学校の環境教育・環境学習アンケート調査の実施 ・小学校 9 校 ・中学校 3 校
平成 24 年 1 月 24 日(火)	第 1 回結城市環境審議会 ・辞令交付式 ・環境基本計画の進捗状況の報告 ・会長・副会長選出 ・策定までのスケジュール説明
2 月 3 日(金)	第 1 回結城市環境基本計画策定委員会 ・辞令交付式 ・環境基本計画の進捗状況の報告 ・委員長・副委員長選出 ・策定までのスケジュール説明
3 月 26 日(月)	第 1 回庁内ワーキングチーム会議 ・環境基本計画の進捗状況の説明 ・行政施策案の説明

[平成 24 年度]

期 日	活 動 ・ 内 容
平成 24 年 4 月 17 日(火)	第 2 回結城市環境基本計画策定委員会 ・行政施策に関する協議 ・目指す環境像の協議 ・重点プロジェクトに関する協議
5 月 22 日(火)	第 2 回庁内ワーキングチーム会議 ・行政施策の検討 ・重点プロジェクトの検討 ・指標の作成
5 月 24 日(木)	第 3 回結城市環境基本計画策定委員会 ・行政施策に関する協議 ・目指す環境像の協議 ・重点プロジェクトに関する協議 ・市民・事業者の取組に関する協議
6 月 20 日(水)	第 4 回結城市環境基本計画策定委員会 ・重点プロジェクトに関する協議 ・計画書の素案に関する協議 ・計画の推進・進行管理の協議 ・環境像の設定
6 月 25 日(月)	第 3 回庁内ワーキングチーム会議 ・重点施策に関する協議 ・計画書本文に関する協議 ・指標に関する協議
7 月 1 日(日) ～7 月 31 日(火)	パブリックコメント意見募集
8 月 24 日(金)	第 2 回結城市環境審議会 ・諮問 ・パブリックコメントに対する対応に関する審議 ・計画書(案)に関する審議
10 月 30 日(火)	第 3 回結城市環境審議会 ・計画書(案)に関する審議
12 月 6 日(木)	答申

資料4 結城市環境基本計画について 一諮問・答申一

■ 結城市環境基本計画について〔諮問〕

写

結生諮問第 2 号

結城市環境審議会

結城市環境基本計画（案）について、結城市環境審議会条例（平成 11 年結城市条例第 13 号）第 2 条の規定により答申を求める。

平成 24 年 8 月 24 日

結城市長 前 場 文 夫

■ 結城市環境基本計画について〔答申〕

写

平成24年12月6日

結城市長 前場 文夫 殿

結城市環境審議会
会長 立川 博 敏

結城市環境基本計画について（答申）

平成24年8月24日付け結生諮問第2号で当審議会に諮問された結城市環境基本計画（案）について、審議した結果、下記事項の趣旨を十分に尊重され計画が進められることを要望し、原案のとおり答申する。

結城市環境基本計画については、地球規模で発生する様々な問題の改善を図り、良好な環境資源を将来に引き継ぐため、本市の指針として、その目標に向け市民、事業所、市が一体となり施策を推進し、「みんなで育むふるさとの環境自然と伝統が織りなすまち 結城」づくりの実現を目指されたい。

記

- 1 第4章の環境施策，第5章の重点施策等で，行動・施策が目的となりがちである。「目的」・「施策」を十分に考察しながら，今後の策定において努力されたい。
- 2 すべての施策の事業化を目指し，来年度以降に実施する各事業について年次報告書への記載を通して進行・管理されたい。
- 3 社会情勢，その他の理由による見直しにあたっては，事業主体者及び完了時期を各事業に明確に記載されたい。
- 4 本計画の内容を広く市民に周知し，理解を頂くための方策を実施されたい。

資料5 市民意見(パブリックコメント)の概要

■ パブリックコメントの概要

- (1) 実施期間 : 平成 24 年 7 月 1 日(日)から平成 24 年 7 月 31 日(火)まで
- (2) 意見提出者 : 1 名
- (3) 意見件数 : 9 件

■ ご意見と市の考え方と対応

番号	意見内容	考え方・対応
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動による地球全体の危機が始まっているが、市の環境基本計画の中で地球温暖化問題を最重要課題としてトップに位置付け、循環型社会の構築を推進してほしい。 	<p>結城市環境基本計画策定委員会において、行政施策の体系や内容、重点プロジェクトに関して協議を重ね、作成した経緯がある。</p> <p>ご指摘をしかと受け止め、地球温暖化問題に対しては今後も重要な課題として捉えて、取り組んでいきたいと考える。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県内で一番「地球にやさしいまちづくり」をアピールし、その施策を展開してはどうか。他の市町村と違う特徴ある計画にすべきだ。 	<p>また、中間年(平成 27 年度)に計画の見直しを行う際に、結城市の環境の状況及び社会情勢等を踏まえ改めて検討したい。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二章は 2-1 が地球環境、2-2 が自然環境、2-3 が生活環境の順番で構成を変更してはどうか。 	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7 ページ : 野生生物の適切な管理 市内でゲンジボタルの生息が確認されているとあるが、市でそれを確認したのか。 ヘイケホタルの間違いではないか。 要注意外来生物「オオキンケイギク」の記載が無い。 	<p>現在、市では野生生物の調査等を行っていない。7 ページの希少生物および外来種の一覧表は、環境省が行った自然環境保全基礎調査を参考に作成し掲載している。</p> <p>ご指摘のある「オオキンケイギク」についても今後駆除等の対策をとりたい。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 ページ ゴミの不法投棄された写真は、暗くて鮮明でない。 	<p>画像が鮮明な写真を掲載する。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19 ページ 里地という語句が出てくるが里山でもいいのではないか。 	<p>「里山」では一般的に山・森林を想像するため、農地や平地林を主とする本市の自然環境を表すには「里地」が適切であると考えている。</p>

番号	意見内容	考え方・対応
7	<ul style="list-style-type: none"> • 38 ページ ： 24 時間リサイクルステーション アクロス南にある場所を拡充し市内 2 ヶ所 体制で実施すべき。 	<p>現在, 市内2ヶ所において対応している。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> • 41 ページ ： 放射性物質拡散に関する現状把握 市民からの相談窓口は一本化すべきでは ないか。 	<p>放射線に関する相談は多岐に渡っており, 迅速な対応を目指して各担当課にて受け付ける方針である。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> • 42 ページ ： マルチビニールなどは適切に処理 そのままトラクターで耕耘するため小さな 破片が飛んでいる。目立たない環境破壊。 農協で一括処理できないか。 	<p>登録者より持ち込まれるものに対しては, 農協にて有料処分をしている。</p> <p>また, 現在は生分解性素材の比較的環境負荷の小さいマルチビニールを使用している。</p>

資料6 環境に関するアンケート調査結果

■ 調査の目的

本調査は「結城市環境基本計画」の策定にあたり、市民・事業者の市の環境に対する満足度や環境保全の取り組み状況、行政に対する要望等を把握し、広く市民・事業者の意見や要望、実態等を計画へ反映させるための基礎資料とすることを目的として、実施しました。

■ 調査概要

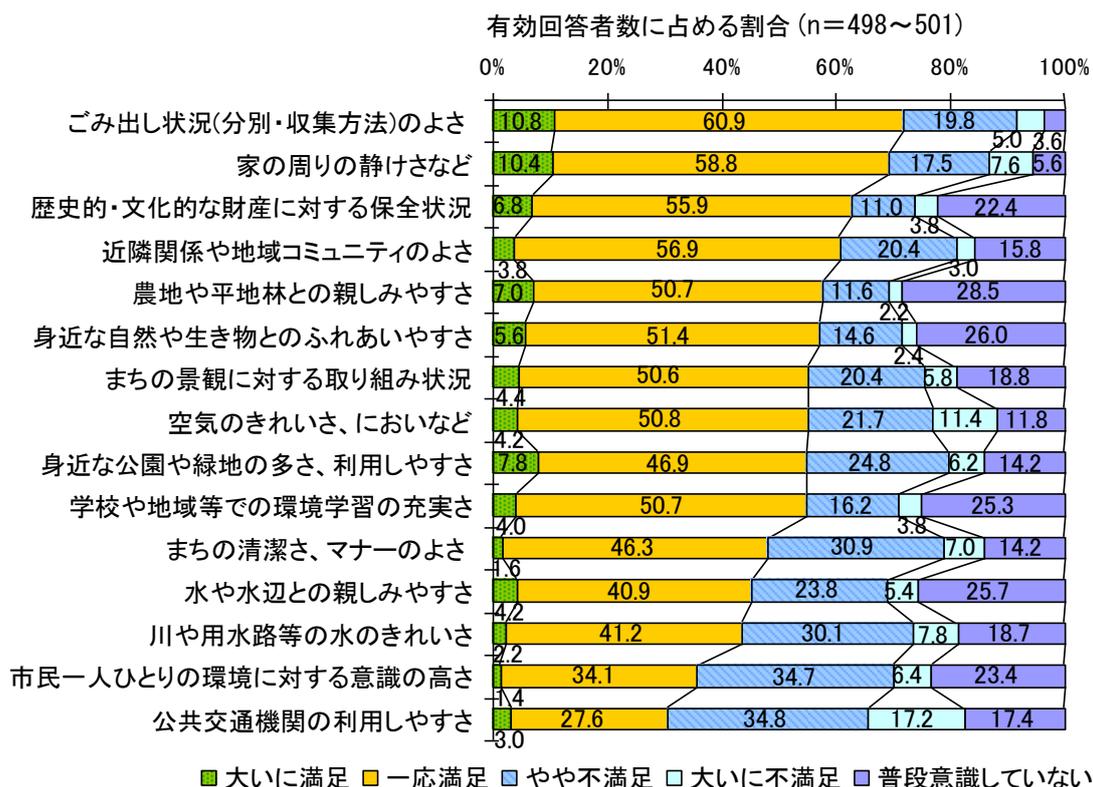
区 分	市民アンケート	事業所アンケート
調査期間	平成 23 年 8 月 1 日(月)～平成 23 年 8 月 19 日(金)	
調査方法	市において無作為抽出した 1,500 人への郵便による配布・回収	市内で事業活動を営む事業所 450 社への郵便による配布・回収
配布票数(A)	1,500 人	450 社
回収票数(B)	503 人	140 社
回収率(B/A)	33.5%	31.1%

■ 主な調査結果

● 本市の環境に関する市民の満足度

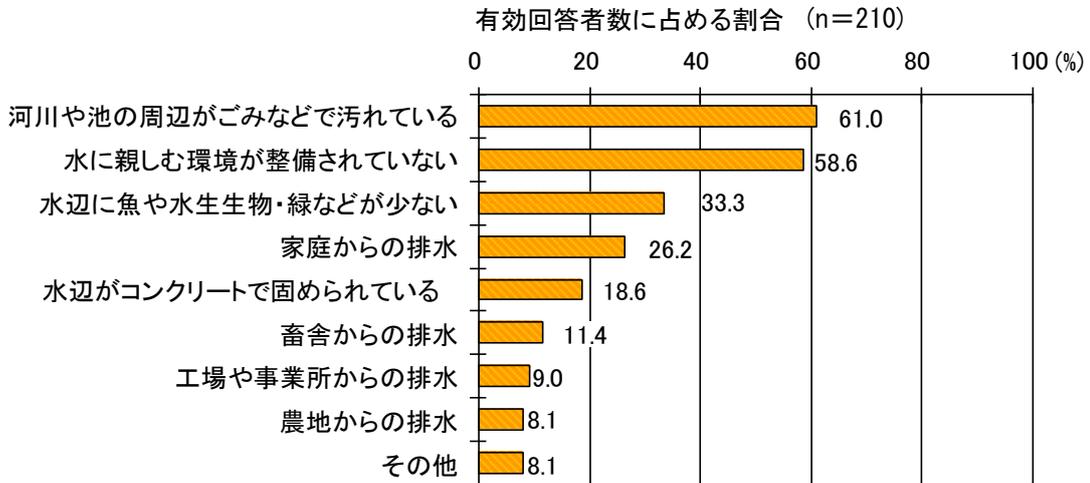
「ごみ出し状況のよさ」に対する満足度が高く、7割の市民が「大いに満足」「一応満足」と回答しています。一方で、「公共交通機関の利用しやすさ」に対しては「やや不満足」「大いに不満足」と答えた市民が最も多く、不満を示しています。

また、「農地や平地林との親しみやすさ」については満足する市民が6割いる一方、「普段意識していない」市民が3割近くおり、市民の日常に定着していることが伺えます。



● 本市の環境に関する市民の満足度

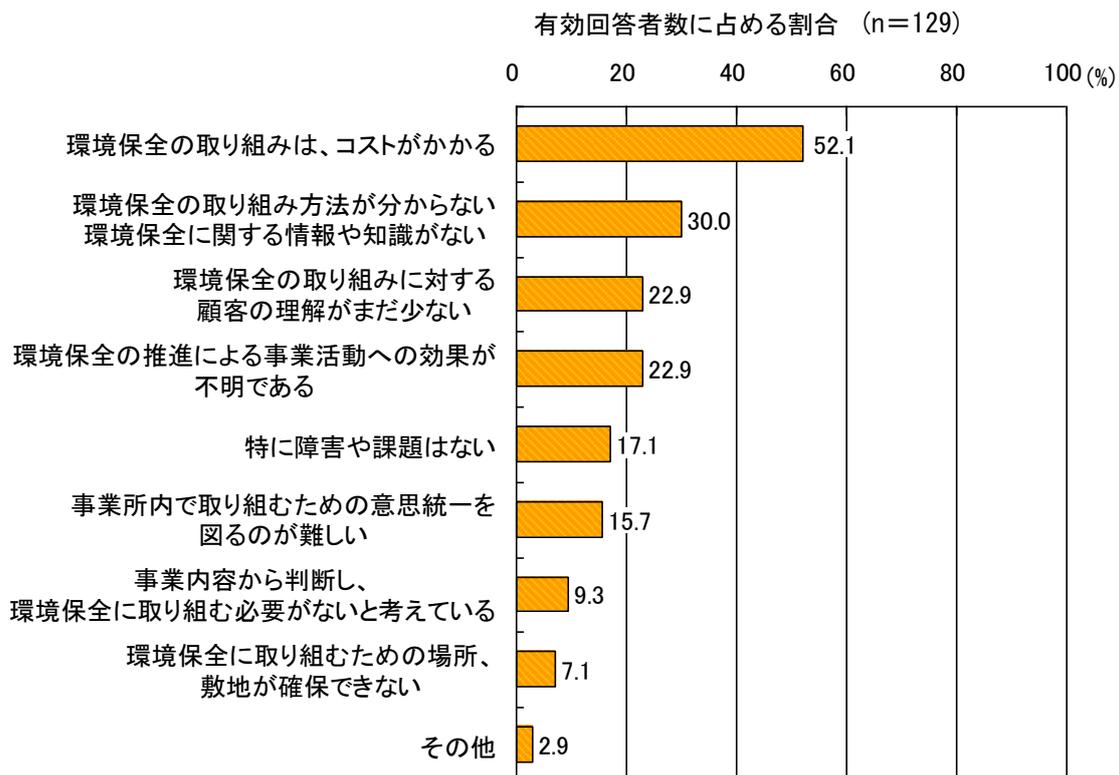
本市の水や水辺との親しみやすさや川や用水路等の水のきれいさに対して不満足を示している市民の約6割が、「河川や池の周辺が汚れている」「水に親しむ環境が整備されていない」と回答しています。



● 事業者が環境保全に取り組む際の障害や課題について

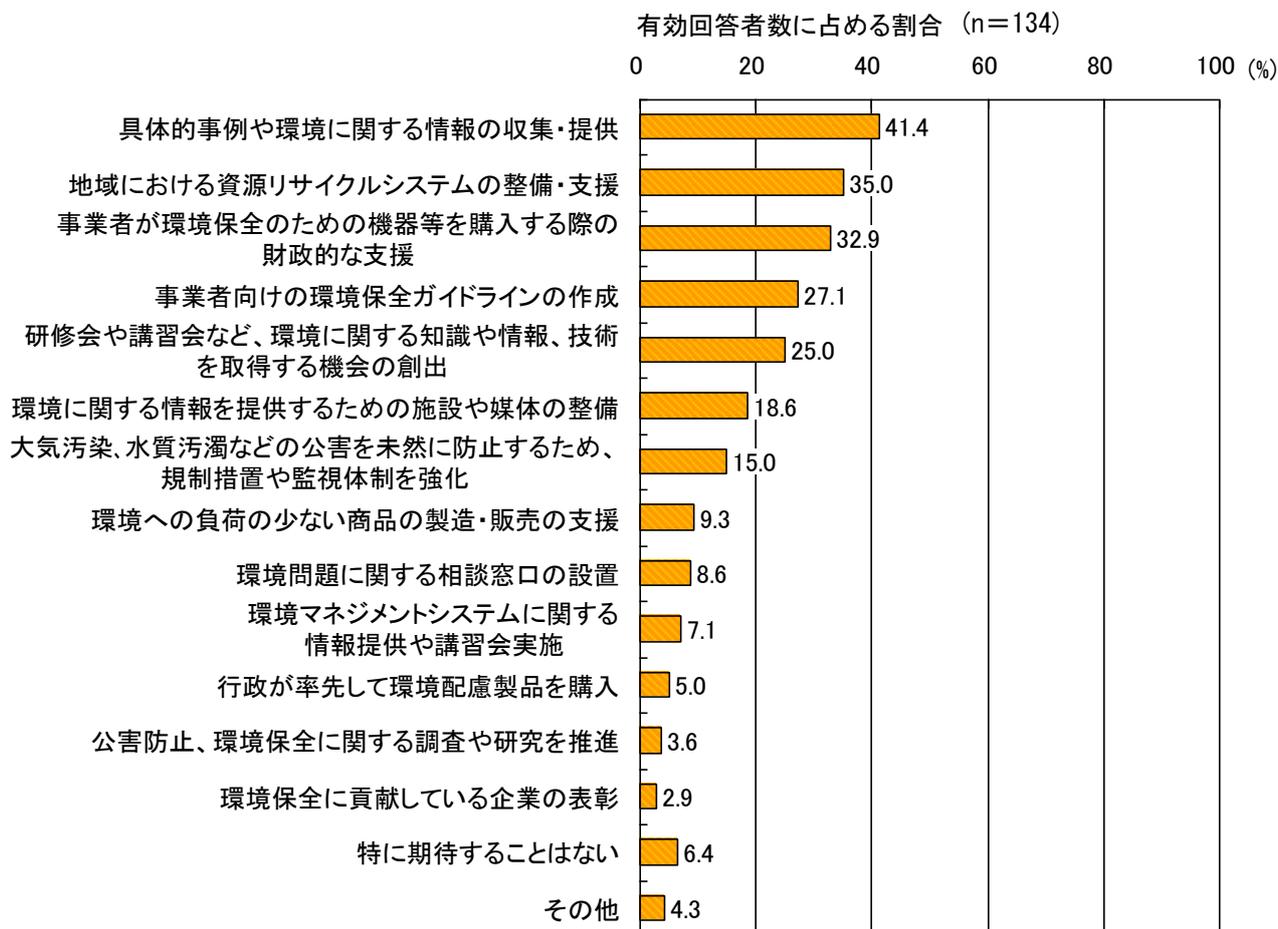
過半数の事業所において、環境保全を推進する際に「コストがかかる」ことを障害として考えています。環境保全に取り組む動機として、「コスト削減につながる」と回答している一方で、採算性に懸念を抱いていることが伺えます。

また、3割の事業所において「取り組み方法が分からない、情報や知識がない」という点が障害になっています。具体的な取り組み方法等の情報提供の必要性が示唆されます。



● 事業者が今後の行政に望む取り組みについて

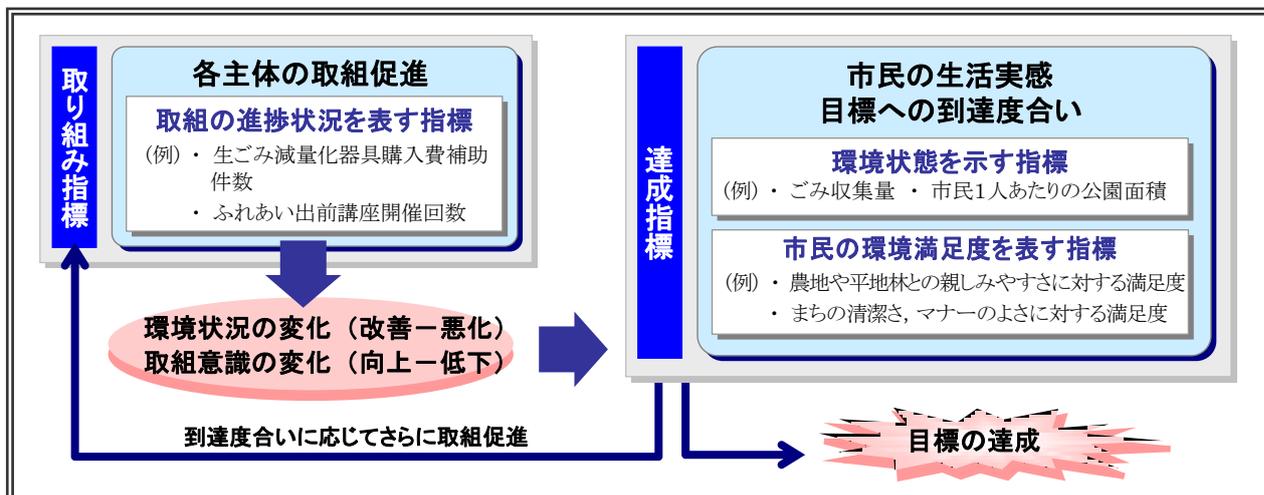
環境保全を推進していくために、最も多くの事業所が行政に対して「具体的な事例や環境に関する情報の収集・提供」を求めています。次いで「資源リサイクルシステムの整備・支援」や「機器購入に対する財政的な支援」が続きます。環境保全を推進する上で、障害や課題と捉えていることが反映される結果となりました。



資料7 環境指標一覧

計画策定後の進行管理において、取り組みが着実に展開されているか、その結果、目標に向けて環境がどのように改善されているかなどを継続的に点検・評価するため、定量的な環境指標を設定しました。

《指標の考え方》



■ 自然環境

環境要素	指標 (●:成果指標, ○:活動指標)	単位	現況 (H23)	目標	
				中間 (H27)	最終 (H32)
農地・里地	● 農地や平地林との親しみやすさに対する満足度	%	57.7	60	65
	● 経営耕地面積	ha	2,499※	2,495	2,490
	● 耕作放棄地面積	ha	117※	116	105
	● 平地林面積	ha	236	224	212
	○ 地域営農集団延べ組織数	団体	5	6	7
	○ 新規就農者数	人	4	6	8
	○ 農薬散布回数 (秋冬野菜)	回	6	6	6
	○ 農産物直売所数	箇所	5※	10	10
	○ 農産物販売促進活動回数	回	11※	10	10
	○ 給食の主食残食率	%	11.0※	9	7
	○ 都市住民に対する体験農業等の受け入れ件数	件	1	2	2
動植物・生態系	● 身近な自然や生き物とのふれあいやすさに対する満足度	%	57.0	58.5	60
	○ 市内の野生生物の生息状況調査・観察回数	回	0	1	1
	○ 外来種駆除件数	件	0	1	1

※ H22 年度データ

■ 生活環境

環境要素	指標 (●:成果指標, ○:活動指標)	単位	現況 (H23)	目標	
				中間 (H27)	最終 (H32)
水環境	● 川や用水路等の水のきれいさに対する満足度	%	43.4	45	50
	● 公共用水域の環境基準値(BOD値)超過件数 ^{*1}	件	0	0	0
	○ 供用開始面積(公共下水道が整備された面積)	ha	760	800	997
	○ 公共下水道普及率(供用開始区域内人口/行政人口)	%	48.8	50.8	68.4
	○ 公共下水道新規接続件数	件	300	300	300
	○ 水洗化率(供用開始人口/供用開始区域内人口)	%	95.3	93	97.9
	○ 汚水処理水量	m ³ /日	10,300	10,900	20,200
	○ 合併処理浄化槽設置基数	基	80	80	80
	○ 農業集落排水接続率	%	61.0 ^{*3}	85	95
	○ 雨水幹線管渠整備延長	m	9,970	10,290	20,270
	○ 市道の側溝整備延長	km	195	203	213
	○ 河川の清掃活動の実施回数	回	1	1	1
	廃棄物	● ごみ出し状況(分別・収集方法)のよさに対する満足度	%	71.7	75
● ごみ収集量		t	11,385 ^{*3}	10,718	10,182
● 1人1日あたりのごみの排出量		g	1,027 ^{*3}	955	907
● 一世帯の年間ごみ排出量		kg	730	693	657
● ごみ資源物比率		%	15.9 ^{*3}	18.5	21
● 再資源化率		%	21.0	25.0	30.0
○ 生ごみ減量化器具購入費補助件数		基	25	30	30
○ 実態調査箇所数		箇所	8	8	8
○ 集積所の早朝立合箇所数		箇所	50	50	50
○ 環境講座参加者数		人	30	30	30
○ 分別説明会の開催数		箇所	20	20	20
くらしに身近な環境		● 空気のきれいさ, においなどに対する満足度	%	55.0	57
	● 家の周りの静けさなどに対する満足度	%	69.2	72	75
	○ 公害苦情件数	件	243	221	200
	○ 放射性物質のモニタリング回数 ^{*2}	日	—	365	365

※1 測定箇所 河川 / 鬼怒川 2ヶ所, 田川 1ヶ所, 西仁連川 3ヶ所
工場排水 / 22ヶ所

※2 市役所に測定器を設置したため, 毎日測定となる

※3 H22年度データ

■ 快適環境

環境要素	指標（●:成果指標, ○:活動指標）	単位	現況 (H23)	目標	
				中間 (H27)	最終 (H32)
水辺・ 緑地	● 水や水辺との親しみやすさに対する満足度	%	45.1	47	50
	● 身近な公園や緑地の多さ, 利用しやすさに対する満足度	%	54.7	57	60
	● 都市公園数	箇所	36	41	46
	● 管理公園数	箇所	71	76	81
	● 市民1人あたりの公園面積	m ²	7.59	8.0	10
	○ 団体管理花壇箇所数	箇所	12	12	12
	○ 環境美化パートナーシップ事業活動グループ数	団体	23	24	24
	○ 公園整備数	箇所	1	5	10
	○ 公園愛護協力会数	団体	37	41	46
まち 美化・ マナー モラル	● まちの清潔さ, マナーのよさに対する満足度	%	47.9	48.9	50
	○ 環境監視員の委嘱人数	人	15	15	15
	○ 不法投棄防止パトロール日数	日	13	13	13
	○ 不法投棄に関する苦情件数	件	78	73	68

■ 地球環境

環境要素	指標（●:成果指標, ○:活動指標）	単位	現況 (H23)	目標	
				中間 (H27)	最終 (H32)
地球 温暖化 対策	○ 市役所における温室効果ガス排出量	t	2,000*	1,800	1,680
	○ いばらきエコチャレンジ事業に取り組んでいる世帯数	世帯	59	100	150
	○ 節電に努めている市民の割合	%	31.1	40	50
	○ 日頃から節電に気をつけている企業の割合	%	30.6	40	50
	○ 地球温暖化対策実施事業の回数	回	14	14	14
	○ 太陽光発電導入学校数	校	1	4	9
	○ 学校における太陽光発電による発電量	kW	24,800	99,200	223,200
	○ 学校における太陽光発電による削減電気量	千円	250	1,000	2,250
	○ 市内巡回バスの1日平均利用者数	人	12	14	15
	○ 結城駅年間乗車数	人	865,415*	865,000	864,000
	○ 公共交通機関の利用しやすさに対する満足度	%	30.6	33	35
	○ 通学路街路灯の設置数	件	6	10	10

※ H22年度データ

■ 共通事項

環境要素	指標（●：成果指標, ○：活動指標）	単位	現況 (H23)	目標	
				中間 (H27)	最終 (H32)
環境 保全に 取り組 むため の基盤 づくり	● 近隣関係や地域コミュニティのよさに対する満足度	%	60.7	62	65
	● 学校や地域等での環境学習の充実さに対する満足度	%	54.7	57	60
	● 市民一人一人の環境に対する意識の高さに対する満足度	%	35.5	40	45
	● ふるさと体験事業参加人数(延べ人数)	人	203	400	400
	● 小中学校自然体験・社会体験実施率	%	50※	100	100
	● 緑の少年団の登録団体数	団体	1	2	3
	● 結城市エコ・ショップ認定店舗数	店舗	8	10	15
	○ ふれあい出前講座開催回数	回	59	50	50
	○ 市民会議の開催回数	回	0	5	5
	○ 地域コミュニティ活動への総助成件数	件	0	2	2
	○ 普及啓発活動の回数	回	0	1	1
	○ 市民団体活動の広報誌等への掲載回数	回	3	3	3
	○ 広報紙配布世帯数	世帯	16,666	18,350	18,500
	○ 広報紙設置コンビニ数	店舗	21	21	21

※ H22 年度データ

資料8 用語解説

【あ行】

エコドライブ

アイドリングストップや、急発進・急加速・急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検など、環境負荷の軽減に配慮した自動車使用のこと。

エコアクション21

中小事業者の環境への取組を支援するとともに、その取組を効果的・効率的に実施させる簡易な環境経営システム。CO₂ や廃棄物排出量等を把握し、省エネやリサイクルに取り組むことが規定されている。

エコフィード

食品残渣を利用した家畜飼料のこと。

【か行】

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

クラインガルテン(滞在型市民農園)

自治体などが農家から農地を借り、小さく区画して、庭のない都市住民に貸し出す場所・仕組みをいう。市民は週末などに来て花や野菜、果物などを栽培して楽しむことができる。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において、自然・文化・農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

農業体験や農山漁村地域の自然体験を通して、「ゆとり」や「やすらぎ」を提供するとともに、農山漁村地域の自然環境の保全や生活・文化基盤の充実、新たな産業の創出による若者の定住促進など、農山漁村地域の活性化を目指した活動。

【さ行】

親水公園

河川や湖沼、海浜等の地形を利用し、河川に沿った遊歩道を整備したり、水遊びのできる場所を設けるなど、水に親しむ機能を持った公園や緑地のこと。

3R

リデュース(Reduce:ごみの発生抑制), リユース(Reuse:ごみの再使用), リサイクル(Recycle:ごみの再生利用), これらの頭文字をとって「3R(スリーアール)」と呼ぶ。

生物多様性

種のレベル, 固体レベルおよび遺伝子のレベルで広がりのあるさまざまな生物が共存している状態。

【た行】

地産地消

地元で生産されたものを地元で消費することを意味し、生産者と消費者の距離が縮まり、安全安心なものの提供を行うもの。

典型7公害

公害対策基本法及び環境基本法で公害として定義されている①大気汚染, ②水質汚濁, ③土壌汚染, ④騒音, ⑤振動, ⑥地盤沈下, ⑦悪臭を指す。

特定外来生物

外来種とは、もともとその地域に生息しない生物が人間の活動によって他の地域から入ってきたものを指し、特定外来生物はその中でも特に人の生命・身体や生態系、農林水産業などに被害を与える侵略的な外来生物を、外来生物法により指定したもの。

【な行】

認定農業者

認定農業者制度(農業経営基盤強化促進法に基づく制度)に基づき、経営の計画的な改善を目指して、自ら農業経営改善計画を作成・申請し、市より認定された農業者。認定農業者は、国や県、市町村等からさまざまな支援が受けられる。

【は行】

ビオトープ

ドイツ語の「bio(生命)」と「topos(場所)」の合成語で、生物の生息空間のことを意味する。

本来、広範囲の生態系を指すが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などにおいて、昆虫や魚、野鳥等の小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造成がなされた、生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

【I】

ISO14001

国際標準化機構(ISO)が制定する環境マネジメントシステムに関する国際規格。事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直していくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組み。